

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲斐市長 保坂 武

市町村名 (市町村コード)	甲斐市 (19210)
地域名 (地域内農業集落名)	双葉西地区 (横町・双葉仲町・上町・岩森・山本・下志田・上志田・東部・塩崎町・田畑・中村条・上郷・米沢・笠石・金剛地・滝沢・駒沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

近年の農業を取り巻く環境の変化に伴い、農業従事者の減少や高齢化による離農が増加している。このため、今後遊休農地の増加が懸念される。農地を持続的に利用し、農業の活性化を図るためには、新規就農者を確保・育成するとともに農業法人等の参入を推進し、農地の活用を促進する仕組みを構築することが急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、地域内外から農地を利用する者を担い手として確保し、持続的に農地を活用することで耕作放棄地の発生を防ぐ。市やJA、地域が連携し、新規就農者が参入しやすい環境を整備し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築に取り組む。

耕作放棄地化や遊休農地化を防止するためには、新規就農者や認定農業者、地域外の農業法人などの新たな受け手の参入を積極的に推進する。

○地域の農業所得の向上に向けた具体的な取り組み

地域の農業所得向上を図るため、地域の気候や土地条件に適した水稻、高収益が期待できる野菜、消費者需要の高い果樹を選定し、農業経営の安定を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区は住宅周辺の農地についても自家消費や小売りを中心とした小規模農家が農地利用しており、全域を農業の利用が行われる農用地として区分する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員や農地利用最適化推進委員等と連携しながら、農地中間管理機構を通じて農地の集積と集約化を進める。さらに地域の実情に応じた農地利用を推進し、担い手の参入を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業後継者のいない農家や耕作継続が難しい農地については、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を促進して効率的な農地利用と担い手への円滑な農地移転を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針
農道、用排水路等の維持管理を継続し、担い手が効率的かつ安定的に農作業を行えるよう適切な保守や管理を実施し、持続可能な農業環境の整備に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、JA及び関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、地域外の農業法人等などの新たな参入も推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託サービス事業体が近くに存在しないため、担い手により地域農業の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業について、生産性向上やコスト削減、効率などの費用対効果を踏まえて導入を検討する。
 ⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民が相互に連携協力し、適切に保全管理していく。